

# 公害苦情を防ごう



皆さんは『公害』という言葉にどんなイメージをお持ちですか？  
公害とは、環境基本法で下記のように定義されています。

「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる

**大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭**

によって、人の健康又は生活環境に関わる被害が生ずることをいう。」

この7種類を『典型7公害』と呼んでいます。

公害と感じるかどうかは人によって異なります。例えば、風鈴の音を心地よいと感じる人・うるさいと騒音を感じる人、スパイスを良い香りだと感じる人・悪臭だと感じる人など様々です。皆さんの身の回りでも、このようなことは多く存在しています。しかし、ちょっとしたお互いの心遣いで苦情になる前に防げることも多くあります。苦情を防いで、誰もが住みやすい環境を造りましょう。



品川区 環境課

※ このパンフレットは品川区内の区民・業者向けに作成されたものです。  
区外においては一部異なる場合があります。

## 区内における公害苦情の現状

環境課では、典型7公害に雑草を加えた8種類を苦情として対応しています。区内での公害苦情受付件数は年々増加しています。現象別にみると、騒音が約半数を占め、続いて振動、悪臭、粉じんの順となっています。

発生源・現象は多岐にわたり、これらを全てなくすことは難しいことですが、お互いの心遣いで苦情を低減させることは可能です。日頃から近隣の方に挨拶をするなど良好な近隣関係を築きましょう。もし苦情が発生した場合は、長引いたり、こじれたりしないために、迅速な対応を心掛けてください。

ここでは、環境課へ寄せられる苦情とそれに対する対策方法を紹介しています。普段の生活・仕事の中でひとつでも実践できることを増やし、苦情とならない様に対策を行いましょう。

### 騒音・振動



#### 建設作業



- 《苦情》
- ・事前に周知がなかった。
  - ・看板が設置されていない。
  - ・作業のやり方が荒い。
  - ・夜遅くまで作業している。
  - ・作業時間が徹底されていない。

#### 対策

- ・事前に近隣への説明をしっかりと行いましょう。作業中も定期的に工程表などを配布しましょう。
  - ・わかりやすい場所に看板を設置し、担当者の連絡先を記載しましょう。
  - ・物を投げたりせず、丁寧な作業を心がけましょう。
  - ・夜間など非常識な時間の作業はやめましょう。
  - ・工事の開始・終了時間、昼休み時間を厳守しましょう。
- ☆日頃からご近所にあいさつをしましょう。

※使用する機器によっては、『特定建設作業実施届出書』の提出が必要になります。

#### 事業場



- 《苦情》
- ・機械の音がうるさい。振動がする。
  - ・早朝(深夜)の積荷作業がうるさい。

#### 対策

- ・音が漏れないように作業中は窓や扉を閉め、定期的に機器のメンテナンスを行いましょう。
  - ・早朝(深夜)に作業を行う場合は、車の開閉や話し声等に気を付け、作業は丁寧に行いましょう。
- ☆日頃からご近所にあいさつをしましょう。

#### その他



- 《苦情》
- ・室外機の音がうるさい
  - ・拡声器の音量が大きすぎる

#### 対策

- ・定期的なメンテナンスを行いましょう。
- ・向きや音量の調整を行いましょう。

## 大気汚染



- ・解体工事等ではしっかり散水を行い、ホコリの発生を抑えましょう。
- ・事業場からの排気ガスの排出を減らしましょう。
- ・お出かけには公共交通機関を利用しましょう。
- ・自動車等のアイドリングストップを行いましょう。
- ・家庭ごみは燃やさずに決められた場所に置きましょう。

## 悪臭



- 《苦情》
- ・ごみの出し方が悪く、それにより悪臭が発生している。
  - ・排気の際の臭いが我慢できない。

### 対策

- ・ごみは決められた日時・場所に出しましょう。
- ・ダクトの吹出し口の向きを苦情になりにくい方向に変えましょう。

## 水質汚濁



- ・川や海にごみを捨てないでください。
- ・生活排水の量を減らしましょう。

## 土壌汚染



- ・事業場から排出される廃棄物は適正に処理しましょう。

## 雑草



- 《苦情》
- ・隣の空き地の雑草が伸び放題。
  - ・火事になりそうで心配。
  - ・不法投棄されている。

### 対策

- ・土地の所有者は定期的に確認し、雑草を刈りましょう。  
(除草剤は悪臭苦情の原因になります。)

## 地盤沈下



- ・地下水を揚水する場合は決められた揚水量を守りましょう。

### ★苦情対応のポイント★

苦情が入ったら早急・真摯に対応しましょう。  
初期対応がよければ申立者の理解が得られる傾向にあります。

### ★環境課での苦情対応について★

1. 同一敷地内に苦情現象の発生源があるものは、苦情として対応できない場合があります。
2. 公害現象の感知、あるいは発生の場所(位置情報)を明らかにしてください。
3. 公害現象以外のものについては苦情として受付できません。
4. 申立者のご希望があれば匿名で苦情対象者への対応をいたしますが、区に対して匿名の場合、対象地不明などの理由により対応できない場合があります。

# 事業場等に係る騒音の規制基準と目安 (環境確保条例及び騒音規制法)

※建設作業、自動車騒音、鉄道騒音、航空機騒音においては基準が異なります。  
下のイラストは音量のイメージです。

	6時	8時	19時	20時	23時	翌6時
<b>第1種区域</b> 第1種低層 住居専用地域	40	45	40 市街地の深夜 			
<b>第2種区域</b> 第1・2種中高層 住居専用地域 第1・2種住居地域 無指定地域	45	50  住宅地の昼間	45 図書館 			
<b>第3種区域</b> 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 特別工業地区	55	60  普通会話	55	50		
<b>第4種区域</b> 工業地域	60	70  電気式掃除機	60	55		

(単位：dB)

## ～お問い合わせ先～

品川区 環境課 指導調査係

〒140-8715 品川区広町2-1-36

TEL : 03-5742-6751

FAX : 03-5742-6853

H P : <http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>



令和3年9月改定